

伊那市地方創生総合戦略審議会条例

平成27年3月31日 条例第9号
改正 平成28年3月25日 条例第4号
平成29年3月27日 条例第1号

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）の理念に基づき、少子高齢化の進行に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、地域の住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある伊那市を維持していくための基本的な計画として、伊那市地方創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を策定し、その総合的かつ計画的な推進、効果の検証等を行うため、伊那市地方創生総合戦略審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 市の人口の変化に係る影響及び将来推計に関する事項
- (2) 総合戦略における基本目標及び具体的施策に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 地域を代表する者
- (3) 各種団体を代表する者
- (4) 識見を有する者
- (5) 公募による者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画部地域創造課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日条例第4号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月27日条例第1号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。